

令和4年5月12日

北九州市教育委員会

北九州市立特別支援学校及び小・中特別支援学級で令和5年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）の採択方針

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、小学校と中学校の特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定会議を設け、その報告を基に採択を行う。採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮する。
- 3 教科用図書採択に関しては、公正確保を損なわない範囲内で公表する。